

労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、インターネット上で作成できるようになりました

厚生労働省は「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を開始しました。

このサービスでは、以下4つの「安全衛生関係の届出・申請等」について、労働基準監督署へ提出する書面（※1）を作成する際に、誤入力・書類の添付忘れを防ぎ、過去の保存データ（※2）を用いて共通部分の入力を簡素化します。事前申請や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。

【対応している届出・申請】

- ・労働者死傷病報告（休業4日以上）
- ・定期健康診断結果報告書
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）
- ・総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

※1：このサービスは、申請や届出をオンライン化するものではありません。

作成した帳票は、必ず印刷し、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。

※2：このサービスで入力情報は、インターネット上には保存されません。

次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

注：WEBブラウザ要件：Internet Explorer、Microsoft Edge、Google Chrome

OS要件：Windows10、Windows8.1

□入力支援サービスへのアクセス方法はこちら□

- ・検索窓口から[安全衛生 入力支援](#)と入力
- ・<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>を直接入力

お問合せ先：富山労働局労働基準部健康安全課 ☎076-432-2731